

安曇川地域住民自治協議会規約

(名称)

第1条 本会は、安曇川地域住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、安曇川公民館内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、安曇川地域の住民自らが地域の将来像を考え、人と人との関係性「つながり」を大切にしながら、住みよいまちづくりを主体的にすすめることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域課題の把握や情報発信
- (2) 地域課題の解決に向けての協議および事業の実施
- (3) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (4) その他協議会の目的達成のために必要な活動

(会員)

第5条 協議会は、第3条の目的に賛同し協議会の活動に参加を希望する次に掲げる会員をもって構成する。ただし、第2号および第3号については役員会で承認された者とする。

- (1) 安曇川地域区長連絡会の役員
- (2) 安曇川地域で活動する団体および事業者等
- (3) 安曇川地域に在住または在勤もしくは在学する個人

2 会員は、第14条第1項のいずれかの部会に所属するものとする。

(入会および退会)

第6条 前条第2号および第3号により協議会に入会を希望する者は、会長に対して、書面により入会を申し込むものとする。(別紙 1)

2 前項の入会の申し込みがあったときは、役員会において入会の可否を決定するものとする。

3 協議会を退会しようとする者は、会長に対して、その旨を書面により届け出るものとする。

4 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、役員会の決定により当該会員を除名することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 部会長 3名
- (4) 監事 2名

(役員を選出方法と任期)

第8条 会長および副会長は、総会において互選する。

2 部会長は、部会で選出し、総会に報告する。

3 監事は、会長の指名により総会において選任する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員の中で欠員が生じた場合、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、担当する部会を総括し、事業の企画・運営等を行う。
- (4) 監事は、会計、資産の状況および事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(相談役)

第10条 会長は、必要に応じて相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長が選任する。
- 3 相談役の任期は、役員任期に準ずるものとする。
- 4 相談役は、事業の推進に必要な助言をすることができる。

(会議)

第11条 協議会の会議は総会、役員会、部会および広報委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会に出席している会員の中から互選により選出する。
- 6 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)により成立する。
- 7 定期総会は、毎年1回開催する。
- 8 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。
- 9 議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 10 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) まちづくり計画の策定および見直し
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 事業報告および決算
 - (4) 規約の制定および改廃
 - (5) 役員選任および解任
 - (6) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 11 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 会員の出席者数(委任状を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項および議決事項
 - (4) 議事の経過の概要およびその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 12 議事録には、議長およびその総会において選任された議事録署名人2人が署名をする。

(役員会)

第13条 協議会を円滑に運営するため、役員会を置く。

- 2 役員会は、第7条第1号から第3号までの役員で構成する。

- 3 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 役員会は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。
- 6 役員会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、役員会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(部会)

第14条 協議会に次の各部会を置く。

- (1) 防災部会
 - (2) 未来部会
 - (3) 相互支え合い部会
- 2 部会は、会員をもって構成し、部会員の互選により部会長および副部会長を選出する。
 - 3 会長および副会長は、部会長および副部会長を兼ねることができる。
 - 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - 5 部会は、次の事項を協議決定する。
 - (1) 事業の企画
 - (2) 部会間の連絡・調整
 - (3) 事業の執行
 - (4) 事業の評価および見直し
 - 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
(広報委員会)

第15条 協議会に広報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、各部会から必要とするもので構成する。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員会は、協議会の広報に関して必要となる事業を行う。
(事務局)

第16条 協議会を円滑に運営するため、事務局を置く。

- 2 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営に関すること
 - (2) 各部会の調整に関すること
 - (3) 各種事務手続きおよびその他庶務に関すること
 - (4) 協議会の会計処理に関すること
- 3 事務局に、事務局長および事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長および事務局員は、会長が任命する。
(経費)

第17条 協議会の運営費は、交付金、助成金、寄付金、その他の収入等をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散)

第19条 協議会を解散する場合は、総会において代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(その他)

第20条 この規約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、役員会で協議し定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年12月18日から施行する。

(役員任期の特例)

2 設立当初の役員任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、令和6年に開催される定期総会の終結のときまでとする。

付 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年5月13日から施行する。

(調整規定)

2 改正前の第6条の規定により代議員であった者は、改正後の第5条の規定による会員とする。